

広島市消費生活サポーター制度運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、広島市における消費者安全の確保を目的として、市民の消費者力の向上を目指すとともに、高齢者等を消費者被害から守るための見守り活動等を行う消費生活サポーター制度及び消費生活サポーター（以下「サポーター」という。）の登録、活動内容等の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（サポーター対象者）

第2条 この制度の対象となるサポーターは、次のいずれにも該当する者とする。

- （1）市が主催する消費生活サポーター養成講座を修了した者又はそれに準ずると認められる者
- （2）市内に在住、通勤又は通学する18歳以上の者

（活動の内容）

第3条 サポーターとして登録した者（以下「登録サポーター」という。）の活動範囲は、広島市域とする。

2 登録サポーターの活動の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）消費生活に関する啓発活動
- （2）地域における消費者被害防止のための見守り活動
- （3）市が実施する消費生活に関する事業への協力
- （4）市が実施する消費生活に関する研修会等への参加
- （5）その他、サポーターとして必要な活動

（サポーターの認定）

第4条 サポーターの登録を希望する者は、広島市消費生活サポーター登録申込書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 第2条の規定に適合すると認めた場合は、広島市消費生活サポーター登録名簿（様式2）に登載し、申込者に広島市消費生活サポーター認定証（様式3）を交付するものとする。

（登録の変更）

第5条 登録サポーターは、登録申込書に記載した内容に変更が生じたときは速やかに広島市消費生活サポーター登録事項変更届（様式4）を市長に提出しなければならない。

（登録の辞退）

第6条 登録サポーターは、活動を停止しようとするときは、広島市消費生活サポーター登録辞退届（様式5）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録サポーターの登録を取り消すものとする。

- （1）サポーターから辞退届が提出された場合
- （2）連絡不可能となった場合

(3) その他社会的信用を損なう恐れがある等サポーターとしてふさわしくない行為等を行ったと認められる場合

2 前項の規定により登録を取り消されたサポーターは、広島市消費生活サポーター認定証（様式3）を返納しなければならない。

（活動報告書の提出）

第8条 登録サポーターは、当該年度終了後、活動内容について広島市消費生活サポーター活動報告書（様式6）を作成し、翌年度4月末までに市長に提出するものとする。

（市の役割）

第9条 市は、サポーター制度の運営にあたり、消費者への啓発活動や、地域における消費者被害防止のための見守り活動等ができるよう、消費生活に関する情報を迅速に提供するとともに学習機会を設ける。

（損害補償）

第10条 登録サポーターが、第3条第2項各号の活動中の事故により死亡、けが、若しくは後遺障害が生じた場合又は他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合は、原則として市が加入する市民活動保険制度により対応する。

（報酬）

第11条 登録サポーターの活動に対する報酬は支給しない。

（秘密の厳守）

第12条 登録サポーターは、活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第13条 この制度に関する事務は、市民局消費生活センターにおいて処理する。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月15日から施行する。